

追 加 議 案 目 録

令和6年9月春日部市議会定例会

議案第82号 春日部市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

議案第 8 2 号

春日部市国民健康保険条例の一部改正について

春日部市国民健康保険条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、過料の規定を改正したく提案いたします。

## 春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(過料) 第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(過料) 第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。